

デイサービスセンターみその重要事項説明書 (通所型サービス)

(1) 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 本永福祉会
法人所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455
代表者名 理事長 本永 雅敬
設立年月日 昭和46年5月26日

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所の名称 デイサービスセンターみその（通所介護）
事業所の所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-8390 FAX番号 082-434-0465
管理者 中田 まり子
開設年月日 平成6年4月25日
施設理念 『暮らし快適! 笑顔満開!』
利用定員 25名

(3) 事業の目的及び運営の基本方針

デイサービスセンターみそのの行う総合事業における通所型サービスは、要介護認定で要支援1又は要支援2と判定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方に対し介護予防サービスを提供することにより、ご利用の方の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、ご家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的としています。

通所型サービスを提供するにあたっての基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、介護予防支援事業者によって作成された介護予防支援計画に沿って、心身の状況等に応じた介護予防サービス計画を作成し、計画に添ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、常にお客様の立場にたったサービス提供に努めます。
4. 地域との結びつきを重視し、東広島市、他のサービス、医療機関等との連携を密にし、より良いサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用状況や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。

(4) 従業者の職種、員数及び職務内容

当デイサービスセンターには、以下の職員に従事させます。

1. 管理者 1名 （常勤兼務）

職員及び業務全般の管理を行います。

2. 生活相談員 1名以上（常勤換算）

サービス計画の作成や、ご利用の方からのご相談に応じます。

3. ケアワーカー 3名以上（常勤換算）

入浴・食事等の介護をいたします。

4. 看護職員 1名以上（常勤兼務 非常勤専従）

健康チェックやご利用中の健康管理をいたします。

5. 機能訓練指導員 2名（非常勤専従1名 常勤兼務1名）

ご利用の方のご要望や必要に応じて、機能訓練をおこないます。

6. 管理栄養士 1名（非常勤）

入所者によりよい食事が提供できるよう、献立作成や栄養管理を行います。

7. 歯科衛生士 1名（非常勤）

ご利用者の方の状況や必要に応じて、口腔機能改善のための適切な指導を行います。

(5) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は下記のとおりとさせていただきます。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日もサービス提供します。

ただし、12月29日から1月3日の間を除く

2. 通常のサービス提供時間 9時50分から15時20分

サービス提供が可能な時間 8時20分から17時00分

ただし、上記以外の日でも業務の都合等で休業することがございます。

(6) サービスの定員

1日に利用できる定員は通所介護、通所型サービスの利用者を併せて25名とします。

(7) サービスの内容

デイサービスセンターみそでは以下のサービスを行います。

1. 予防通所介護計画等のサービス計画の作成
2. 送迎
3. 健康チェック
4. 食事サービス
5. 入浴サービス
6. アクティビティ
7. 機能訓練
8. 栄養管理
9. 口腔衛生管理
10. 相談援助
11. その他

(8) 利用料等

利用料等については別表のとおりです。

所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(10) の通常のサービス提供地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常のサービス提供地域を越えた地点から路程 1 kmあたり 30 円を実費として徴収致します。

(9) 料金のお支払方法について

利用料の請求期間は毎月御利用の初日から最終日までとします。

お支払いにつきましては、お客様の指定する口座からの引き落とし、もしくは現金でお支払い下さい。

(10) 通常のサービス提供地域について

通常のサービスエリアは東広島市高屋町・西条町・河内町とさせていただきます。

ただし、その他の地域にお住まいの方にもご利用いただけます。

(11) サービスのご利用契約について

1. サービスのご利用にあたり、利用契約を結んでいただきます。契約の有効期間は要支援の方は要支援認定の有効期間と同じ、事業対象者の方は対象期間ですが、利用の要件が満たされていれば、自動的に更新します。
2. サービス利用契約は、理由の如何を問わずいつでも解除することができます。
3. 以下の場合は、ご連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - ① 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等の入所サービスに入所したとき
 - ② 死亡または介護保険の被保険者資格を喪失した場合
4. 以下の場合は、事業所から通知の上契約を解除する場合があります。
 - ① サービスの利用料金を 6 か月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず、10 日以上ご入金がない場合
 - ② 他のサービス利用者や職員に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合
 - ③ やむを得ず事業所を縮小または閉鎖する場合

(12) サービスご利用にあたっての留意点

1. ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
2. 利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
3. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、送迎の職員にお申し付けください。
4. 伝染性疾患または感染のおそれがある疾患と診断されている方は、ご利用をおことわ

りすることがあります。治癒後は、かかりつけ医の確認をいただいてからご利用ください。

5. 以下の場合、事業所からの通知の上契約を解除します。

職員や他のサービス利用者に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合。

6. 業務の都合等により、サービスの利用をおことわりする場合がございます。その際は、他の通所型サービス事業を実施する事業者をご紹介します。

(13) 緊急時等における対応

サービスご利用時に、疾病その他により緊急の対応を要する場合は、事前にお伺いしたかかりつけ医に受診するか、それによりがたい場合は他の医療機関に受診させていただきます。

(14) 感染症および食中毒の発生、まん延防止に向けた体制等

事業所内において感染症及び食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針に沿って迅速な対応を図ります。
- (2) 事業所は感染症予防・まん延防止委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び訓練、新任職員に対する研修を実施します。

(15) 身体拘束等の適正化に向けた体制等

事業所は身体拘束等の適正化に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は身体拘束適正化委員会を設置します。
- (2) 身体拘束適正化委員会は、身体拘束の適正化の推進のために以下の取り組みを行います。

- 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族

への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

(16) 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は虐待防止委員会を設置します。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

(17) サービス提供中の事故について

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・担当ケアマネージャー・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。

また、事故発生防止及び再発防止のために、事故報告に基づき事業所内で発生要因を分析し、再発防止策について従業者に周知します。

- (2) 職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

(18) 非常災害対策について

管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救助訓練等を実施します。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

防火管理者 下竹 歳史

(19) 事業継続計画(BCP)について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

(2)事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(20) 従業員の守秘義務について

(1) 事業所は、利用者およびご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者およびご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では検束的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者またはご家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

(21) 従業員の資質向上について

職員に対して研修の機会を与え、お客様のサービス向上及び従業員の資質の向上を図ります。

(22) 就業環境の確保

事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(23) サービス内容に関する相談・苦情対応

デイサービスセンターみそのが提供するサービス事業に関する相談・苦情は、以下のところで受け付けます。

なお、苦情解決の手順は別紙のとおりです。

当事業所の相談・苦情窓口	電話 082-434-8390 FAX 082-434-0465 文書 〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486番地 デイサービスセンター宛 Eメール main@misonoryo.com 担当者 管理書 中田 まり子	
第三者委員	寺尾 孝治（地域代表）	近藤 一也（法人監事）
保険者である市町村の介護保険担当窓口	東広島介護保険課 東広島西条栄町8-29 電話082-420-0937	

(24) 当法人が運営する事業

事業所名	事業の種類
特別養護老人ホーム御菌寮	介護老人福祉施設 空床型短期入所生活介護 空床型介護予防短期入所生活介護
みその寮ショートステイサービス	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
デイサービスセンターみその	通所介護 第1号通所事業・通所型サービスA
ホームヘルプサービスみその	訪問介護 第1号訪問事業
在宅介護支援センターみその	居宅介護支援 介護予防支援・第1号介護予防支援
東広島市高屋地域包括支援センター	包括的支援事業（市委託業務） 介護予防支援

デイサービスセンターみそのご料金表

令和8年6月1日現在

◆第1号通所事業のご利用にかかる料金（1月あたり）

算定項目	要支援1	要支援2	(注) 事業対象者は、サービスの利用回数に応じて、要支援1又は要支援2と同額となります。
基本サービス費	1,798円	3,621円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88円	176円	勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置
科学的介護推進体制加算	40円（月額）		利用者の様々な介護に関する情報を定期的に厚労省に報告（個人情報を除く）
※口腔機能向上加算Ⅰ	150円（月2回限度）		口腔機能の低下している利用者に対して、計画的に改善のための取り組みを実施
※口腔・栄養スクリーニング加算	20円（6月1回限度）		口腔機能低下及び低栄養を早期に発見するためのスクリーニングを定期的実施
※栄養アセスメント加算	50円（月額）		低栄養リスクの高い方に、改善のための計画を作成し、本人・家族にアドバイス
※栄養改善加算	200円（月2回限度）		低栄養リスクの高い方に、通所介護サービスにおいて栄養改善サービスを提供
介護職員処遇改善加算Ⅰ口	サービス利用に係る自己負担額の計×12.0%		介護職員の賃金改善のために介護報酬に一定の割合を加算
食費	700円		昼食代・おやつ代
※その他	必要額		アクティビティ材料費等（希望者のみ）

◆通所介護のご利用にかかる料金（1回につき）

算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	570円	673円	777円	880円	984円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/回		勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置		
科学的介護推進体制加算	40円（月額）		利用者の様々な介護に関する情報を定期的に厚労省に報告（個人情報を除く）		
ADL維持等加算Ⅰ	30円（月額）		利用者全員のADLを定期的に計測し、維持・改善がみられる場合に加算		
介護職員処遇改善加算Ⅰ口	サービス利用に係る自己負担額の計×12.0%		介護人材の賃金改善のために介護報酬に一定の割合を加算		
※入浴介助加算Ⅰ	40円		入浴サービスを提供した場合		
※個別機能訓練加算Ⅰ	(イ) 56円	(ロ) 76円	専従の機能訓練指導員を配置して計画的に個別機能訓練を実施。訓練指導員が二人体制場合(ロ)を算定		
※個別機能訓練加算Ⅱ	20円（月額）		個別機能訓練に係るデータを厚労省に定期的に報告		
※口腔・栄養スクリーニング加算	20円（6月1回限度）		口腔機能低下及び低栄養を早期に発見するためのスクリーニングを定期的実施		
※栄養アセスメント加算	50円（月額）		低栄養リスクの高い方に、改善のための計画を作成し、本人・家族にアドバイス		
※栄養改善加算	200円（月2回限度）		低栄養リスクの高い方に、通所介護サービスにおいて栄養改善サービスを提供		
※口腔機能向上加算Ⅰ	150円（月2回限度）		口腔機能の低下している利用者に対して、計画的に改善のための取り組みを実施		
食費	700円		昼食代・おやつ代		
※その他	必要額		アクティビティ材料費等（希望者のみ）		

※印の加算は対象者の方のみ加算されます。

（上記、料金に加算される金額）

☆通常のサービス提供地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常のサービス提供地域を越えた地点から路程1kmあたり30円を実費として徴収致します。

（注意） ※上記の表示金額は、利用者が負担する料金(介護保険の1割)です

※1単位=10円で算出した料金です。 実際には地域区分7級地適用により1単位10.14円で計算されます。

※一定以上の所得のある方は利用者負担が(介護保険の2割又は3割)になります。

ご満足いただいていますか？

私たちの介護サービスを御利用いただくすべての皆さまにご満足いただけることが、私たちの願いです。しかし、「もっと、こうして欲しい！」というご要望や、「どうして、そんなふうにするの？」という疑問、あるいは、私たちのサービスに対してのご不満もあるかと思います。

私たちのサービスに対する苦情、疑問、ご要望がありましたら、遠慮なく私たちにお知らせ下さい。ご利用いただく皆さまの声が、私達のサービスを変えていきます。

お客様からの苦情に対する対応

☆受付窓口

各サービスの受付窓口はつぎのとおりです。

特別養護老人ホーム御園寮	生活相談員	大嶋 稚加
みその寮ショートステイサービス	//	
デイサービスセンターみその	管理者	中田 まり子
ホームヘルプサービスみその	管理者	日浦 知美
在宅介護支援センターみその	管理者	吉本 良子

☆第三者委員

地域代表	寺尾 孝治
監 事	近藤 一也

☆苦情解決責任者

すべてのサービスの苦情解決責任者 理事長 本永 雅敬

☆受付方法

直接担当者にお申し出いただくか、お手紙、お電話、E-mailでもお申し出いただけます。また、備え付けの用紙にご記入のうえ、御園寮窓口の受付箱にご投函いただいても結構です。

電話 (082) 434-0455 メールアドレス main@misonoryo.com

各在宅サービス事業所において直接窓口での対応時間帯については、8時20分から17時までです。それ以外の時間帯につきましては、併設の特別養護老人ホーム御園寮で受付対応しております。

☆解決の手順

苦情をお伺いした後、解決のための標準的な手順はつぎのとおりです。

- ① 苦情等をお伺いしたら、内容、お名前、連絡先等を記録します。直接、回答をご希望の方は、その旨お知らせ下さい。もちろん、お名前を伺わずに受け付けることもできます。
- ② 受付担当者は、記録に基づいて苦情解決責任者に報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、お申し出の内容について調査を行います。
- ④ 調査の内容を検討し、各サービスの責任において対処すべき内容のものについては改善策を検討し、その結果についてお返事を差し上げます。
- ⑤ お申し出の内容が、私どものサービス内容についての理解の相違ではないかと考えられる場合には、再度、お申し出の内容についてお問い合わせし、ご説明させていただきます。
- ⑥ 私どもの対応にご納得いただけない場合は、保険者である市町村や広島県福祉サービス運営適正化委員会に対し、調停をお願いすることもできます。
- ⑦ サービスに対する苦情は、直接 私どもにお申し出いただくほかにも、保険者である市町村、審査支払機関である広島県国民健康保険連合会にも窓口が設置されています。

東広島市介護保険課	(082) 420-0937
東広島市地域包括ケア推進課	(082) 420-0984
広島県国民健康保険連合会	(082) 554-0783

